

2025年5月1日現在

教育課程連携協議会

本学大学院専門職学位課程における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等を実施するために教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

氏名	所属等	備考
村上 佳津美 氏	堺咲花病院 副院長	第 2 条イ号
橋村 匠 氏	橋村メンタルクリニック 院長	第 2 条イ号
西尾 宜精 氏	堺市教育委員会 教職員人事課	第 2 条ウ号
小積 律子 氏	堺市子ども相談所一時保護所 主幹	第 2 条ウ号
中川 利彦 氏	パークアベニュー法律事務所 代表弁護士	第 2 条エ号
奥田 晃子 氏	元帝塚山学院大学 学長補佐	第 2 条エ号
西川 隆蔵	帝塚山学院大学 学長、大学院人間科学研究科長、教授	第 2 条ア号
中野 祐子	帝塚山学院大学大学院 臨床心理学専攻主任、教授	第 2 条ア号
大堀 彰子	帝塚山学院大学大学院 臨床心理学専攻教授 心理教育相談センター長	第 2 条ア号
澤田 悟	帝塚山学院大学 教学センター長	第 2 条ア号

（構成員）

第 2 条 協議会は、次の者のうち、10名以内の委員をもって構成する。

- ア. 学長又は大学院専門職学位課程(臨床心理学専攻)に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員
- イ. 本学大学院専門職学位課程(臨床心理学専攻)に係る高度の専門性が求められる職業に就いている者(臨床心理士・公認心理師等)又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
- ウ. 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- エ. 本学大学院専門職学位課程(臨床心理学専攻)を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者